

福岡県地域エネルギー政策研究会設置要綱

(名称)

第一条 本会は、「福岡県地域エネルギー政策研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第二条 研究会は、地域における住民生活や経済活動の基盤であるエネルギー・電力を安定的に確保していくため、エネルギー・電力の効率的利用とともに、その多様化・分散化を図ることが重要な課題となっていることを踏まえ、課題解決に向けて地方が果たすべき役割や取組みについて幅広く研究することを目的として設置する。

(組織)

第三条 研究会は、別紙の座長及び委員（以下「委員等」という。）で構成する。

2 座長は、研究会を総理する。

3 座長代理は、委員の中から座長が指名し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その任務を代行する。

(任期)

第四条 委員等の任期は原則として2年とし、再任又は延長を妨げない。

2 委員等に欠員が生じた場合の後任委員等の任期は、前任委員等の残任期間とする。

(運営)

第五条 研究会は、座長が招集しその進行にあたる。

2 座長が必要と認める場合は、委員等以外の者の出席を求めることができる。

3 研究会の公開の方法は、座長が委員等に諮って定める。

(委員の欠席)

第六条 研究会を欠席する委員等は、座長が認める代理人を出席させることができる。

2 会議を欠席する委員等は、座長を通じて、当該会議に附議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(庶務)

第七条 研究会の庶務は、企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室において行う。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年2月23日から施行する。

(別紙)

福岡県地域エネルギー政策研究会 委員名簿

(50音順・敬称略)

| | 委員名 | 所属 |
|----|--------|---|
| 座長 | 日下 一正 | 東京大学 公共政策大学院 特任教授 |
| 委員 | 梅本 和秀 | 北九州市 副市長 |
| | 坂口 盛一 | 九州電力(株) 取締役常務執行役員 経営企画本部長 |
| | 佐々木 一成 | 九州大学大学院 工学研究院 主幹教授 兼 次世代燃料電池産学連携研究センター長 |
| | 笹津 浩司 | 電源開発(株) 技術開発部 若松研究所所長 |
| | 谷本 進治 | 新日鐵住金(株) 執行役員 兼 八幡製鐵所所長 |
| | 塚本 修 | 東京理科大学 特命教授 |
| | 中澤 雅彦 | 西部ガス(株) 常務執行役員 兼 総合企画室技術企画室長 |
| | 橋本 克司 | トヨタ自動車九州(株) 取締役 兼 苅田工場長・小倉工場長 |
| | 服部 誠太郎 | 福岡県 副知事 |
| | 林 潤一郎 | 九州大学 先導物質化学研究所 教授 兼 炭素資源国際教育研究センター長 |
| | 本田 國昭 | 九州大学 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所 エネルギーアナリスト部門 教授 |
| | 御船 隆裕 | 福岡県中小企業団体中央会 理事 (株式会社正信 代表取締役社長) |
| | 本岡 必 | 九州経済連合会 理事 |